

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	青年等就農計画の認定の変更	
根拠法令・条項	農業経営基盤強化促進法 14条の5	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>法 14条の4第3項、施行規則 15条の4を準用する</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>二 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	4週間
	標準処理期間を設定できない理由	